

京都橘学園生活協同組合 総代会運営規約

(総則)

第1条 この規約は、定款第66条に基づき、総代会の運営について定める。

- 2 法令、定款及びこの規約に特に定めがないときは、そのつど総代会で定める。
- 3 法令、定款及びこの規約に定めた事項のほかは議長が決する。

(総代の資格確認)

第2条 総代会に出席する総代は、組合員証及び身分証明書を組合に提示し、総代証の交付を受ける。

- 2 定款第62条により総代から議決権の委任を受けた代理人は、委任状を組合に提出し、かつ、組合員証及び身分証明書を組合に提示し、組合から代理人証の交付を受ける。ただし、代理人が代理できるのは総代2人までとする。
- 3 書面で議決をする総代は、書面議決を総代会の開会までに組合に提出しなければならない。

(傍聴)

第3条 組合員は、組合員証及び身分証明書を組合に提示し、傍聴者証の交付を受けて傍聴する。

- 2 他の生活協同組合の組合員および生活協同組合連合会の役職員は、身分証明書を組合に提示し、傍聴者証の交付を受けて傍聴する事ができる。

(資格審査委員会)

第4条 理事長は第2条及び第3条に関する審査を円滑に行なうため、理事若干名で構成する資格審査委員会をおくことができる。

(開会)

第5条 総代の出席者が定款第57条に定める成立要件に達したとき、理事はその数を報告して開会を宣言する。ただし、監事が招集した総代会では、監事がこれを行なう。

(議長の選出)

第6条 理事は、総代会にはかつて出席した総代の中から議長1名を選出する。

- 2 前項の選出に際し選挙を行なう場合は、拍手、挙手、又は投票による。
- 3 議長は、総代会の秩序を保ち円滑に運営する。

(議事録署名人及び書記)

第7条 議長は、議事の開始にあたり議場にはかつて、議事録署名人2人を総代の中から選出し、また書記若干名を指名する。

(議事運営委員)

第8条 議長は、役員、総代の中から議事運営委員を指名し、議事日程の提案、発言通告の受理、その他議事運営に必要な助言と事務を行なわせることができる。

(退場の制限その他)

第9条 出席者は議長の定めた席につき、会議中みだりに席を離れてはならない。

- 2 出席した総代または代理人が、総代会の終了前に退席するときは、議長あるいは議事運営委員の許可を得なければならない。
- 3 総代会の出席者が退場によって成立要件に欠けることになったときは、議長はこのことを総代会に報告する。
- 4 第2項に基づき退席する総代または代理人が書面議決書を提出した場合は、第2条第3項の規定にかかわらず、これを有効として取り扱う。

(発言)

第10条 議長は、発言方法と発言時間を総代会にはかつて定める。

- 2 発言者は、議長の許可を得て、所属氏名を告げてから発言する。
- 3 傍聴席の組合員は、議長の許可を得て発言できる。
- 4 議長は、総代会にはかつて、関係者を出席させ発言を求めることができる。
- 5 議長は、総代会の運営上必要と判断したとき、発言を停止させることができる。

(質問に対する答弁)

第11条 総代は、その議決権の行使に必要な範囲内において、議案について質問することができる。

- 2 総代の質問に対する答弁は、議案に関する質問については理事長またはその指名した理事が、監査に関する質問については監事が行う。ただし、以下の場合には、その理由を告げて質問に対する答弁を拒むことができる。
 - (1) 質問が総代会の議事日程及び議案に直接関係がないと認められる場合
 - (2) 答弁により組合員の共同の利益を著しく害する場合
 - (3) 調査を要するため、直ちに答弁することが困難であると認められる場合。
 - (4) 答弁により、この組合又は第三者の権利を侵害することとなる場合
 - (5) 総代が実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合
 - (6) その他正当な理由がある場合
- 3 理事または監事は、議長の許可を受けて職員等の補助者に説明をさせることができる。

(議事運営に関する動議)

第12条 総代は、討論の続行と終結、総代会の続行と延期、議長不信任など議事進行に関する事項について動議を提出することができる。

- 2 動議があったときは、議長はその動議を採決するか否かを議場にはからなくてはならない。但し、議長の不信任動議を除き、議事運営上適切でないと認められるときは、議長の判断により動議を却下することができる。
- 3 動議は実出席総代及び代理人の過半数によって議決し、書面による議決権の行使は認めない。

(修正動議)

第13条 総代が、付議された議案を修正する動議(以下、修正動議という。)を提出する場合には、総代5名以上の賛同を得て、文書で議長に届け出るものとする。

- 2 前項の要件を満たす修正動議の提出があった場合には、議長はその動議について審議に付きなければならない。
- 3 議長は、修正動議が提出されたときは、まず修正動議につきこれを決するものとし、2つ以上の修正動議があるときは、その趣旨が原案ともっとも異なるものから順次採択するものとする。
- 4 修正動議の提出者は、その議案が議題になった後でも、これを修正または撤回できる。

- 5 修正動議は実出席総代及び代理人の過半数によって議決する。
- 6 修正動議を採決する場合には、書面による議決権のうち、原案に対して賛成のものは修正動議に対して反対とみなし、原案に対して反対のものは棄権したものとみなす。

(緊急動議)

第14条 総代は、定款第56条に基づき、定款の定める総代会の議決事項以外の事項であって、軽微かつ緊急を要するものについて、動議を提出することができる。

- 2 前項に定める動議(以下、緊急動議という。)を提出するには、総代5名以上の賛同を得て、文書で議長に届け出るものとする。
- 3 緊急動議を採決する場合には、書面または代理人による議決権を加えないものとする。

(一事不再議)

第15条 否決または撤回された議案及び動議は、同じ総代会で再び提案できない。

(特別委員会)

第16条 総代会で特に必要と認めたときは、特別委員会を設けて、議案その他の事項の審議を行なわせることができる。

- 2 前項の委員は総代会で選任し、委員は委員長を互選する。
- 3 委員長は、審議の経過及び結果を議長に報告する。
- 4 議長は、特別委員会の報告で必要により、採決・採択に付さなければならない。

(総代会の打ち切り、延期および続行)

第17条 総代会は、総代会の議決により打ち切り、延期し、または続行することができる。

(討論の終結)

第18条 議長が議案の採決・採択を行なうことを宣言した後は、議案についての発言はできない。

(採決・採択の方法)

第19条 採決・採択は挙手、起立、投票のいずれかの方法によるものとし、そのつど議長が定める。

- 2 総代と代理人は、総代証または代理人証を明示して採決・採択に応じなければならない。
- 3 議長は、開会後に書面議決書を開封し、議案ごとにその賛否を加えて採決・採択しなければならない。
- 4 議長は、採決にあたって議場の閉鎖を宣言し、総代会の成立の状況を確認するものとする。
- 5 棄権票は出席総代の議決権数に算入する。表示された議決権行使の意思内容が不明である場合も同様とする。

(採決結果の宣言)

第20条 議長は、採決の結果を宣言しなければならない。この場合、議長はその議題の議決に必要な賛成数を充足していること、または充足していないことを宣言すれば足り、賛否の数を宣言することを要しない。

(秩序の保持)

第21条 総代会の議事運営は、すべて議長が指示する。

- 2 議長は、無断で発言したり、議事妨害になる行為をした者に、退場を命じることができる。
- 3 議長は、議事運営のために必要と判断したときは、議場を閉鎖できる。

(規定の準用)

第22条 本規約は、総会の運営について準用する。

(改廃)

第23条 この規約の改廃は、総代会の議決を必要とする。

附 則

- 1 この規約は、2001年5月30日より施行する。
- 2 この規約は、2003年5月28日より一部変更する。
- 3 この規約は、2005年4月1日より法人名変更に伴う訂正を行う。
- 4 この規約は、2008年5月28日より一部変更する。